

札幌市水道局

工事の余裕期間制度(フレックス方式)の試行実施について

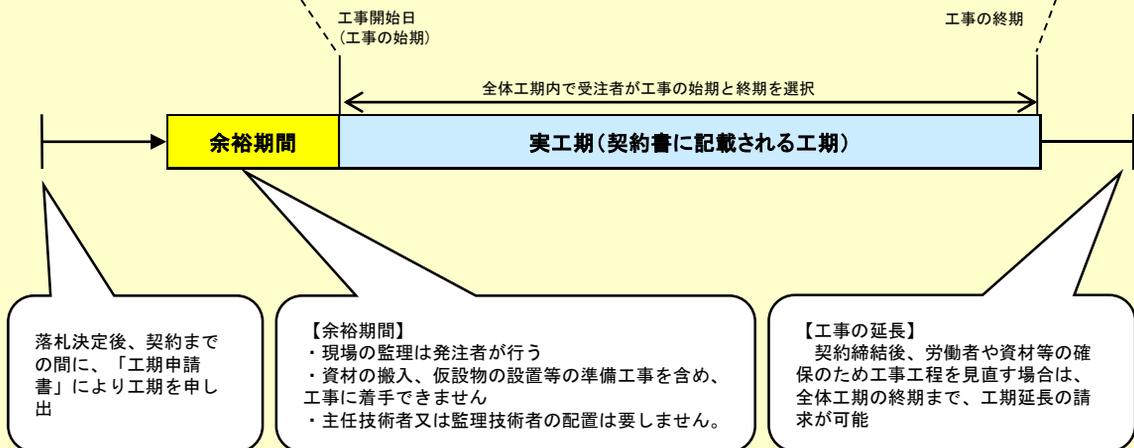
札幌市水道局が発注する工事において、計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的とし、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と通常工期を合わせた期間）内で、受注者が工事の始期と終期を決定し、受注者が決めた工期により契約を締結する方式を試行導入します。

余裕期間制度（フレックス方式）について

【発注時】



【契約締結時】



● 余裕期間の長さについて

原則、6カ月を超えない範囲としています。

余裕期間の設定内容については、工事ごとに仕様書等に記載しています。

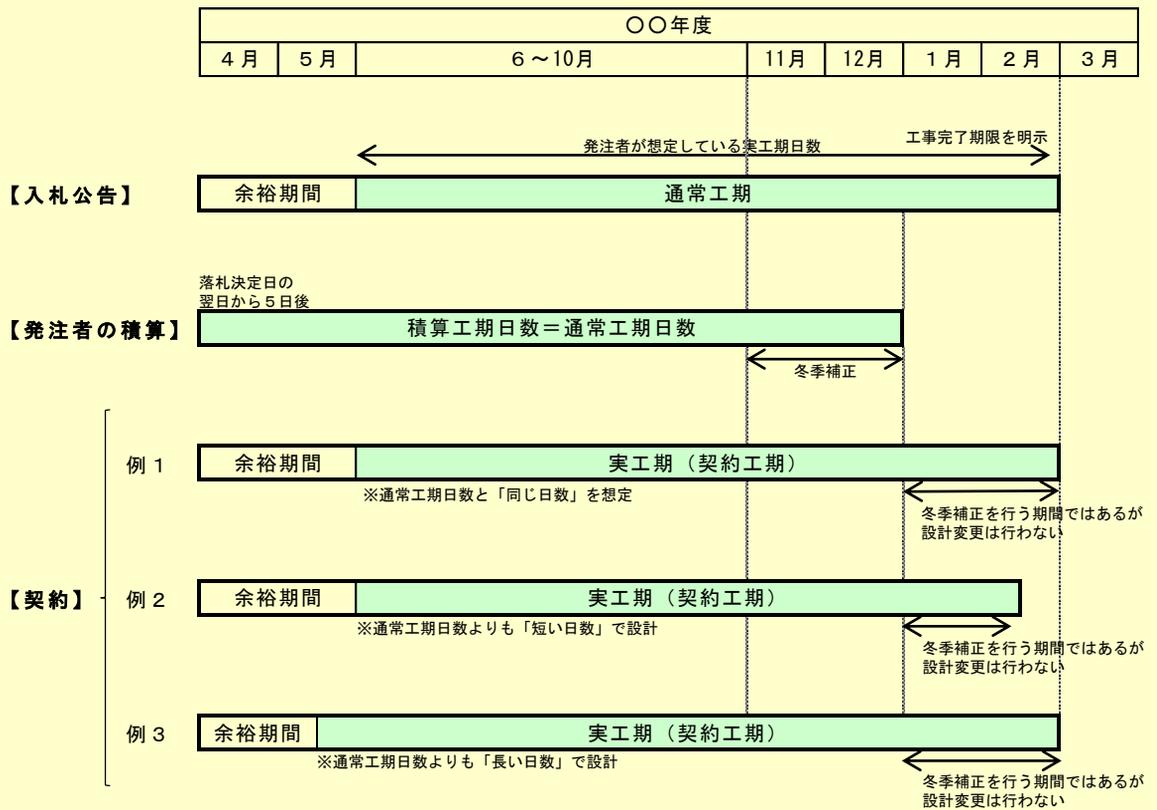
● 技術者の配置について

- ・ 余裕期間：技術者の配置は要しません。

現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）

- ・ 実工期：技術者の配置が必要（準備・後片付け期間を含む）

余裕期間制度（フレックス方式）について



その他

- 余裕期間制度（フレックス方式）試行の対象工事
令和2年1月31日以後に告示を行う工事から適用します。
対象工事については、告示別表等で個別にお知らせいたします。
- お問い合わせ
札幌市水道局 技術調査担当課 Tel011-211-7015